

■ 冬期交通の確保

県の全域が雪寒地域の指定を受け、県の約2分の1の人口、県土の約3分の2の面積を占める積雪地域においては、毎年の降積雪により住民の日常生活や産業の振興等に支障をきたしていることから、生活基盤を確保するための道路の除排雪をはじめとして様々な冬期交通の確保対策を進めています。

昭和31年「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」が制定され、30年代後半より、雪国の道路において除雪道路が徐々に拡大され、今日では真冬でも生鮮食料品などの輸送や、産業活動が活発に行われるようになりました。



❗ 積雪地域とは…

2月の積雪の最大値の累年平均（最近5年以上の間における平均をいう）が50cm以上の地域。

❗ 寒冷地域とは…

1月の平均気温の累年平均（最近5年以上の間における平均をいう）が0℃以下の地域。

雪寒地域等

区分	市町村数				面積	
	市	町	村	計	km ²	%
寒冷地域	19	23	35	77	13,562	100
積雪地域	13	12	20	45	9,017	66
豪雪地帯	9	3	8	20	4,588	34
特別豪雪地帯	2	2	6	10	1,863	14

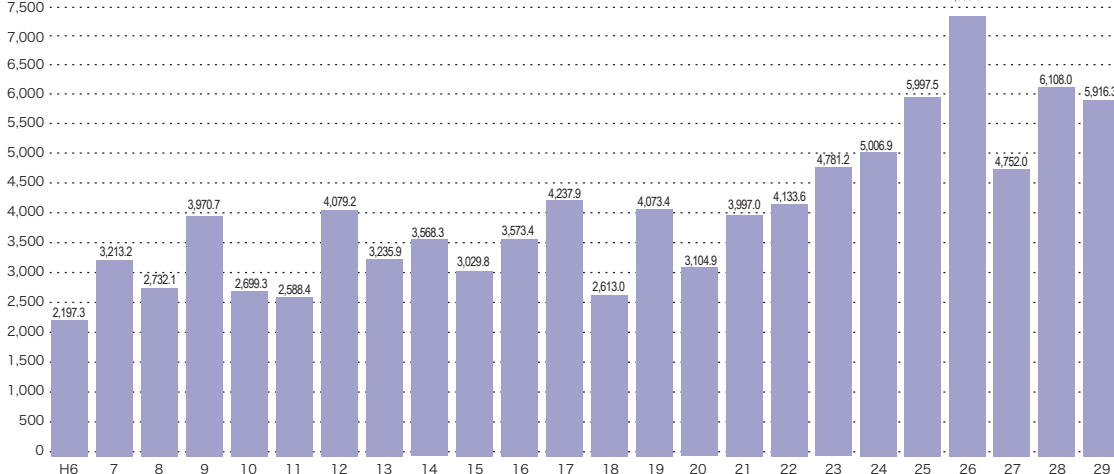
除雪機械の保有台数

平成29年4月現在(単位:台)

区分	ロータリ除雪車	除雪トラック	除雪グレーダ	除雪ドーザ	歩道除雪機	散布機	合計
県	117	71	70	146	124	263	791

■ 除雪事業費の推移

(百万円)



無散水消雪施工状況 (国)148号 北安曇郡 白馬村

